

# 質 問 回 答

2023年2月6日

「全世界 2025 年大阪・関西万博に向けた途上国の参加促進に係る情報収集・確認調査(QCBS)」  
(公示日:2023年1月18日/調達管理番号:22a00751)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第2章 第4条 調査実施の留意事項 (5)調査対象国	「タイプ B(モジュール出展)に出展する開発途上国は、本調査の対象国に含まれる」とあるが、配付資料「調査対象国リスト(暫定版)」にはタイプ B の国も含まれているのか。	ご理解のとおりです。
2	第2章 第4条 調査実施の留意事項 (5)調査対象国	「第3章の配付資料「調査対象国リスト(暫定版)」も参照の上、最大 100 か国・地域がタイプ C(共同館)に出展すると仮定」とあるが、調査対象国リストに含まれていないが参加表明をしている国、調査対象国リストに含まれているが参加表明していない開発途上国や独自でパビリオン建設予定の開発途上国も調査に含まれるとの理解でよいか。また、調査対象国リストに含まれているが開発途上国でない国は対象としないとの理解でよいか。	第3章の配付資料「調査対象国リスト(暫定版)」には、タイプA(単独館)に出展する開発途上国も含まれています。タイプA(単独館)に出展する開発途上国は、本調査の対象国から除外します。なお、開発途上国の出展タイプの種別については、契約締結時には判明する予定です。
3	第2章 第4条 調査実施の留意事項 (5)調査対象国	「最大 100 か国・地域がタイプ C(共同館)に出展すると仮定し、必要経費の見積もりや調査計画の検討を行う」とあるが、タイプ B に出展する国も含めると 100 か国以上の必要経費や調査計画を検討する必要があるとの理解でよいか。また、仮に 100 か国がタイプ C に出展するとした場合に想定される 1 か国あたりのスペース(平米数)は現時点でどれぐらいか？	調査対象国は、タイプ B に出展する国も含め、最大 100 か国・地域を想定しています。なお、共同館の基本計画(施設・設備レイアウト等)は 2022 年度末までに博覧会協会が作成予定と承知しており、想定される 1 か国あたりのスペース(平米数)は現時点では未定です。契約締結時には判明する予定です。

4	<p>第2章 第4条 調査実施の留意事項 (6)現地渡航・本邦招へいの単位</p>	<p>「共同館に入居する途上国の内訳については、2023年2月末までに各国の希望を受領した上で、2023年5月末までに決定される見込みである。」とあるが、調査開始時点で各館(サブテーマ)を希望する国のリストを共有してもらえるのか。また、その後の決定内容、各共同館全体の設計や各国の出展エリア面積等はこの時点で確定、共有されるのか。</p>	<p>各館(サブテーマ)を希望する国のリストやその後の決定内容、各共同館全体の設計や各国の出展エリア面積等については、発注者が博覧会協会より情報提供を受け次第、速やかに受注者にも共有いたします。なお、共同館の基本計画(施設・設備レイアウト等)は2022年度末までに博覧会協会が作成予定と承知しております。</p>
5	<p>第2章 第4条 調査実施の留意事項 (8)バーチャル万博への対応</p>	<p>全調査対象国のバーチャル万博用の出展計画(展示内容の詳細と費用分担)の作成に関しても、本調査の業務範囲に含まれるという理解でよいか。</p>	<p>バーチャル万博の概要は現時点では未確定であることから、バーチャル万博用の基本計画作成は、第1期の業務範囲には含めません。本調査にて作成する成果品のひとつである出展計画(展示内容の詳細と費用分担)は、万博会場内の出展に関するもので、バーチャル万博の出展計画は、本調査の会場内出展計画を活用し、各国が作成することになります。</p> <p>については、各国がバーチャル万博用の出展計画を効率的に作成できるよう、受注者は、バーチャル会場におけるシステム構成と役割分担等を踏まえ、成果品の仕様を決定する等、本調査後に各国が対応することとなる工程等に配慮下さい。</p>
6	<p>第2章 第5条 調査の内容 (1)展示素材情報収集等</p>	<p>「既存の素材が活用できるものと、大阪・関西万博への出展に際し新たに発注が必要となるものを整理する」とあるが、必要な素材は各国のサブテーマ(共同館)が確定する5月末以降にならないと最終確定できないとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。他方、各国の資源(観光資源、主要産業等)やSDGsに関連する課題、我が国ODAの貢献については、いずれのサブテーマ(共同館)となった場合にも出展時の主要なコンテンツになることが想定されます。</p>

7	<p>第2章 第5条 調査の内容 (3)バーチャル招へい① (6)バーチャル招へい②</p>	<p>「博覧会協会が主催する IPM と同時期に、各国政府関係者を対象としたオンライン形式の招へいプログラムを実施する」とあるが、IPM 参加者とバーチャル招へい参加者は別人が想定されるという理解か。または同一である可能性も残されるか。</p>	<p>博覧会協会が主催する IPM の参加者は、各国の政府代表 (CG) の他、CG に準ずる立場の高官 (担当省庁の次官・局長クラス) や在京大使等が想定されます。本調査にて実施するバーチャル招へいの参加者は、本調査における今後の工程を実質的に担う担当者 (出展企画、基本計画、出展計画等の作成に際し協議・同意する立場にある者) を想定しているため、基本的には別の方を想定しています。ただし IPM 参加者と同一となる可能性も排除しておりません。</p>
8	<p>第2章 第5条 調査の内容 (4)本邦招へい</p>	<p>「2023 年 8 月以降、同年 10 月末までを目途に、1 週間程度、各国政府関係者等の本邦招へいを実施する」とあるが、招へいの際に、移動日を除く本邦での実働日数は決められているか。</p>	<p>現時点で移動日を除く本邦での実働日数は決められていません。受注者には、招へい実施 2 か月半前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細 (案) を作成し、発注者の基本的な了解を得て頂くこととしています。</p>
9	<p>第2章 第5条 調査の内容 (4)本邦招へい</p>	<p>「各国との繋がりが深い本邦リソースパーソンとのマッチング等」とあるが、具体的にどのようなリソースパーソンを想定しているのか。各国の SDGs 課題解決のためのビジネスマッチングということか。</p>	<p>各国の出展企画に対してコメント・提案ができるリソースパーソンとして、文化人類学者や現地駐在経験者、JICA 専門家や青年海外協力隊経験者、博物館職員等を想定しています。各国の SDGs 課題解決のためのビジネスマッチングではありません。</p>
10	<p>第2章 第5条 調査の内容 (9)出展計画の作成・コンサルテーション</p>	<p>対象となる各共同館 (パビリオン) の展示スペースは床面積で如何程か。</p>	<p>共同館の基本計画 (施設・設備レイアウト等) は 2022 年度末までに博覧会協会が作成予定と承知しており、対象となる各共同館 (パビリオン) の展示スペース (床面積) は現時点では未定です。契約締結時には判明する予定です。</p>

11	第2章 第5条 調査の内容 (9)出展計画の作成・コンサルテーション	対象となる各共同館(パビリオン)のレイアウト、デザインは万博協会が既に決定しているかまたは決定する予定か。今後決定する場合、何時ごろ決定する予定か。	共同館の基本計画(施設・設備レイアウト等)は2022年度末までに博覧会協会が作成予定と承知しております。
12	第2章 第5条 調査の内容 (9)出展計画の作成・コンサルテーション	「各国の出展計画(展示内容の詳細と費用分担)を作成する」とあるが、調査対象国側の費用分担に関して各国政府関係者と決定する作業も本調査業務に含まれるということか。	ご理解のとおりです。
13	第2章 第6条 報告書等	「成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。」との記載があり、第1期の成果品(3)～(5)並びに第2期の成果品(6)～(8)は理解したが、業務計画書並びにインセプションレポートはいつまでに提出しなければならないのか。	業務計画書は、「業務実施契約における契約管理ガイドライン」に基づき、契約締結日から10営業日以内に提出を求めます。また、インセプションレポートの提出時期は、2023年6月に予定しているバーチャル招へいまでに提出をお願いします。
14	第3章 1. プロポーザルに記載されるべき事項	コンサルタント等の法人としての経験、能力の類似業務の経験について、「開発計画一般に関する各種業務」とありますが、どのような分野の経験を特に評価されるか具体的に教えていただけますでしょうか。万博ほか大規模イベント、パビリオン、展示施設などに関する実績も評価対象と考えてよろしいでしょうか。	コンサルタント等の法人としての類似業務の経験については、文化遺産の活用を含む観光分野、若しくは貿易・投資促進分野に関する各種業務の経験を特に評価いたします。万博ほか大規模イベント、パビリオン、展示施設などに関する実績については、業務従事予定者の経験、能力(出展企画作成支援1、展示・施工計画作成支援1)として評価いたします。
15	第3章 1. プロポーザルに記載されるべき事項	業務実施の基本方針並びに業務実施の方法を合計したページは20ページ以下と理解したが、プロポ全体の各項目に対する記載分量は「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に準拠する形でよいのか。そうでない場合は各項目どれくらい	ご理解のとおり、プロポーザル全体の各項目に対する記載分量は「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に準拠する形でお願いします。

		の分量を記載しなければならないのかの目途をご教示いただきたい。	
16	第3章 2. 業務実施上の条件 (1)業務工程	「2023年4月より国内作業を開始し、」とあり、調査実施工程のチャートも4月開始となっているが、契約開始は2023年3月ということでしょうか。	企画競争説明書第1章(4)に記載のとおり、契約開始予定は2023年3月です。
17	第3章 4. 見積書作成にかかる留意事項 (2)上限額について (6)旅費(航空賃)について	(2)では定額計上分について、「プロポーザル提出時の見積りに含めないでください」とあるが、(6)では航空賃について、「見積書の内訳として計上ください。」となっているが、どちらに合わせるべきか。	旅費は、P.24 表内記載の定額の指示が正しく、価格競争要素から除外しており、当該金額は、P.23 に言う上限額には含みませんので、競争する見積価格内には計上なさらないで下さい。  従いまして P.25「(6)旅費(航空賃)について」記載の誤りをお詫びして、括弧内記述を以下のとおり改めます。 (正) (契約時に前掲P.24定額計上を指示しますので、見積りから除外して下さい)
18	第2期:2024年3月~2024年7月	第2期の調査内容は…案件の中止を含め、と記載があるが、案件を中止するのはいかなる状況になった場合か?現時点の想定を教えて欲しい。	国会での関連予算の成立状況等、現時点で想定している情勢に変化が生じた場合を想定していません。
19	-	本業務を貴機構からJVもしくは再委託先として受託した場合、大阪万博の共同館の設計、施工、展示等の業務を万博協会等から受託することは可能でしょうか?	本業務の受託実績が、博覧会協会が発注する業務に関する競争参加資格要件に影響を及ぼすことはありません。

20	P17 プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項		以下の通り修正します。 【変更前】 見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。 【変更後】下線部分を追記します。 見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、 <u>上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください</u> )。代替案の成否については契約交渉時に協議を行うこととします。
以上、1/30 回答			
21	第1章 5. 競争参加資格 (3) 共同企業体の結成の可否	「共同企業体の結成を認める」とのことですが、構成員となる企業の上限数はありますか。	構成員の数に制限は設けておりません。
22	第2章 第4条 調査実施の留意事項 (3) 業務工程の分割	「出展企画」「基本計画」「出展計画」それぞれのアウトプットイメージは以下の認識でよいか ・出展企画: 文字ベースの企画書 ・基本計画の「具体的なイメージ」: ビジュアル等も加味した展示内容のアウトライン ・出展計画の「展示内容の詳細」: アウトラインに沿って展示する内容の詳細(文字ベースでの詳細化)	調査の各段階において作成・提出する成果品等の仕様については、国内作業で得られる調査対象国ごとの情報量等に左右されると想定しており、現時点で統一した基準は定めていません。  他方、本調査にて作成する成果品のひとつである出展計画をもとに、調査対象国が出展するパビリオンの展示工事が発注される予定であることを

			<p>踏まえ、各段階において求められる成果品等の情報量を満たすこととします。第3章の配付資料「業務説明会配布資料一式」のうち、博覧会協会が作成された概要資料の 11 ページ目(想定されるスケジュール)もご参照下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出展企画:本邦招へい、及びコンサルテーション(現地渡航・オンライン形式)時の各国政府関係者等との協議用資料(展示イメージを視覚的に表現する可能性は排除しない)</li> <li>・基本計画の「具体的なイメージ」:各国の資源(観光資源、主要産業等)や SDGs に関連する課題、我が国 ODA の貢献をどのような手法で展示するか、各国政府関係者等との共通理解が得られる程度の具体的なイメージ</li> </ul> <p>(参考:愛・地球博当時のパビリオン案内)  <a href="http://www.expo2005.or.jp/jp/M0/M1/index.html">http://www.expo2005.or.jp/jp/M0/M1/index.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出展計画の「展示内容の詳細」:展示工事を受注する本邦事業者の入札手続きに使用可能な程度の詳細</li> </ul>
23	<p>第2章  第4条 調査実施の留意事項  (5)調査対象国</p>	<p>2023 年 5 月の「内訳決定」では、どこまで決まるのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各国の3館(サブテーマ)への振り分け、各国の希望する出展内容</li> </ul>	<p>2023 年 5 月の「内訳決定」では、各国の3館(サブテーマ)への振り分けが決まる予定です。また、各国の希望する出展内容については、本調査によるコンサルテーションを通じ具体化することとな</p>

		・出展の広さ、地番 等	ります。  なお、各国の出展スペースの広さや地番等については、発注者が博覧会協会より情報提供を受け次第、速やかに受注者にも共有いたします。なお、共同館の基本計画(施設・設備レイアウト等)は 2022 年度末までに博覧会協会が作成予定と承知しております。
24	第2章 第4条 調査実施の留意事項 (5)調査対象国	各共同館に入居する途上国の内訳は、博覧会協会にて決定される認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	第2章 第4条 調査実施の留意事項 (5)調査対象国	<p>タイプB(モジュール出展)に出展する開発途上国に関して、「本調査の対象国に含まれるが、タイプC(共同館)に出展する開発途上国とは出展企画の規模感が異なることから、業務工程に支障のない範囲で、バーチャル招へい・本邦招へい・コンサルテーション等の対象に含める」とある。業務工程に支障のない範囲でとの記載であるが、アウトプットがタイプCの国と同様のもの(第1期で基本計画、第2期で出展計画)とすると、「業務工程に支障のない範囲で」ということではなく、タイプBも含めた業務工程とすることになると思われるがいかがか。</p> <p>また、「最大 100 か国・地域がタイプC(共同館)に出展すると仮定し、必要経費の見積もりや調査計画の検討を行うこととする」とあるが、1月30日公開の質問回答通番号3の回答では「調査対象国は、タイプB</p>	<p>第1期の基本計画ではタイプ B も含めた業務工程としてください。タイプBの国の基本計画は、タイプCの国と同程度の分量のものを、個別に作成する想定です。(第1期の成果品は、共同館単位の基本計画に加えてタイプBの国の基本計画(別添資料扱い)という構成とします。)</p> <p>一方、第2期の出展計画については、作業対象にタイプBの国が含まれるか現時点では未定です。そのため、第1期の業務工程の終了時点において、タイプBの国を含めるか否か、発注者が指示を行います。</p> <p>調査対象国の想定は、「タイプBも含め最大 100 か国・地域」ですが、第2期の対象にタイプBが含まれない可能性があります。そのため必要経費</p>



		に出展する国も含め、最大 100 개국・地域を想定しています」とある。「タイプCだけで 100 개국・地域」「タイプBも含め 100 개국・地域」のいずれを想定されているのか。	の見積もりや調査計画の検討に際しては、調査対象国全てが出展計画の作業対象に含まれる「タイプCだけで 100 개국・地域」という想定で、プロポーザルを作成してください。
26	第2章 第4条 調査実施の留意事項 (8)バーチャル万博への対応	「バーチャル万博」に関しての「出展企画を作成できるように配慮する」とはどこまでのサポートを想定しているのか？	質問5への回答と同じ。
27	第2章 第5条 調査の内容 (2)各国政府担当者(被招へい者)特定プロセスの側面支援	各国政府より回答のあった、担当候補者を選定するための条件は発注者にて決め、妥当性の判断をする為の情報整理をする認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	第2章 第5条 調査の内容 (3)バーチャル招へい①	2023年6月のIPM時点での担当者招へいは、対面、オンラインどちらでお考えなのでしょうか。	オンライン形式でのバーチャル招へいです。
29	第2章 第5条 調査の内容 (4)本邦招へい (10)本邦招へい	「被招へい者に係る航空券手配…等の監理業務については、発注者が行うもの」とあるが、定額計上では国内再委託に係る経費となっている。手配をする会社への国内再委託は受注者が行い、その委託先の監理を発注者(貴機構)が行うという認識で合っていますでしょうか。	被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、定額計上としている国内再委託の対象ではなく、その委託や監理を発注者が直接行います。  第3章4. (4)定額計上の3番「本邦招へいに係る直接経費」のうち国内再委託が想定されるのは、外部有識者への講師謝金等です。

			受注者に実施いただく業務範囲については、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」の記載もご参照下さい。
30	第2章 第5条 調査の内容 (4)本邦招へい (10)本邦招へい	本邦招へい手配に関する国内再委託については、再委託契約内に航空券等の個別の支払い分も含むものを想定されていますでしょうか？もしくは手配業務のみで、個別の支払いは受注者となる想定でしょうか。	本邦招へいにかかる国内再委託に係る経費には、被招へい者に係る航空券等の個別の支払い分は含まれません。  被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、その委託や監理を発注者が直接行います。
31	第2章 第5条 調査の内容 (4)本邦招へい (10)本邦招へい	本邦招聘招へいの対象となる国は、調査対象国全てを想定されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	第2章 第5条 調査の内容 (4)本邦招へい	「本邦招へい」では、一週間に100か国が一度に来日する想定だが、複数グループに分かれての来日や個別国ごとの来日などは想定しうるか？	第3章2. (1)業務工程に記載のとおり、2023年8月以降、順次本邦招へいを行うこととしており、一週間に100か国が一度に来日するのではなくグループへの分割を想定しています。  本邦招へいを計画・実施する際のグループ分けについては、第2章 第4条(6)現地渡航・本邦招へいの単位 の記載もご参照下さい。

33	<p>第2章 第5条 調査の内容 (4)本邦招へい</p>	<p>IPM と「本邦招へい」を合わせて開催することは可能か？</p>	<p>IPM の参加者は、各国の政府代表(CG)あるいは、CG に準ずる政府高官(担当省庁の次官・局長クラス)、在京大使等を想定しています。</p> <p>一方、本調査の本邦招へい対象者は、本調査における今後の工程を実質的に担う担当者(出展企画、基本計画、出展計画等の作成に際し協議・同意する立場にある者)を想定しています。</p> <p>そのため基本的には IPM とは別の時期に実施することを想定していますが、IPM 参加者と招へい対象者が同一となる可能性は排除しません。そのため IPM と本邦招へいを合わせて開催できる可能性はあります。</p>
34	<p>第2章 第5条 調査の内容 (4)本邦招へい</p>	<p>「本邦招へい」における必須要件(プログラム)はあるか？</p>	<p>現時点で本邦招へい期間中の必須要件(プログラム)は決められていません。受注者には、招へい実施 2 か月半前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細(案)を作成し、発注者の基本的な了解を得て頂くこととしています。</p>
35	<p>第2章 第5条 調査の内容 (4)本邦招へい</p>	<p>会議場の手配も受注者となるでしょうか。また、会場の想定として大阪となるでしょうか。</p>	<p>会議場の手配は、講師・面談者、見学先等の手配と同様、受注者に実施いただく業務範囲に含まれます。「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」の記載もご参照下さい。</p> <p>なお、会場借上費は第3章4. (4)定額計上の3番「本邦招へいに係る直接経費」に含まれます。</p> <p>なお、現時点で本邦招へい期間中の日程／行程</p>

			の詳細は決まっていますが、発注者が手配する国際航空券の発着空港は関西国際空港を基本とする予定です。
36	第2章 第5条 調査の内容 (4)本邦招へい	「2)面談者・見学先等の手配」記載の見学先の想定はございますでしょうか。	現時点で本邦招へい期間中の見学先の想定は定められていません。受注者には、招へい実施2か月半前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細(案)を作成し、発注者の基本的な了解を得て頂くこととしています。
37	第2章 第5条 調査の内容 (4)本邦招へい (10)本邦招へい 6)招へい実施報告書の作成	本邦招へいに係る報告書の提出について、各期で作成する報告書には含めず別途作成が必要という想定でしょうか。	ご理解のとおりです。招へい実施後に提出頂く報告書の記載項目については、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」の記載もご参照下さい。
38	第2章 第5条 調査の内容 (5)出展企画作成・コンサルテーション	100か国に対する招へいやコンサルティングにおいて使用言語は何語になるか。 英語の通訳費用は計上可能か。(評価対象者に言語面でのスキルが不問となっていることをふまえ)	調査対象国に対する招へいやコンサルテーションにおいては、各国政府関係者等が解する言語(英語、仏語、西語)を使用することを想定しています。 業務従事者とのコミュニケーションに際し、通訳者の配置が必要と考えられる場合は、上限額の範囲内で必要経費を計上してください。(必要に応じ、日英の通訳費用の計上も妨げません。) なお、本邦招へい時に発注者が手配する、簡単な通訳等を行う同行案内人の言語については、英語以外の言語(仏語、西語)も想定しています。
39	第2章 第5条 調査の内容 (5)出展企画作成・コンサル	資料・図面など作成する場合の言語は納品物と同様の英文及び和文で良いか。 そのさいに英語の翻訳費用は計上可能か。	調査の各段階において作成・提出する報告書等(資料・図面等を含む)の言語は英文及び和文です。なお、報告書の作成においては、共通仕様書

	テーション		第 25 条に規定する事項を遵守することとし、そのための必要経費は受注者に負担頂くこととなります。
40	第2章 第5条 調査の内容 (5) 出展企画作成・コンサルテーション (7) 基本計画作成・コンサルテーション (9) 出展計画の作成・コンサルテーション	第 3 国招へいにあたり、現地でのビザの手配支援等、JICA 現地事務所からの便宜供与は受けられるという認識でよろしいでしょうか。	第三国での協議(各国政府関係者等の第三国招へい)を実施する場合の発注者による便宜供与は現時点では想定していませんが、現地でのビザの手配支援等、JICA 現地事務所からの便宜供与を求める場合は、その概要をプロポーザルにて提案してください。提案を受けた内容に対する発注者による便宜供与の可否については契約交渉時に協議を行うこととします。
41	第2章 第5条 調査の内容 (6) バーチャル招へい②	バーチャル招へい②については、その実施目的が記されていない。提案者がその目的も提案するという点でよいか？	バーチャル招へい②については、各国の出展企画作成の進捗について、各国政府代表 (CG) も含め意見交換することを目的として実施します。
42	第2章 第5条 調査の内容 (7) 基本計画作成・コンサルテーション	基本計画の「具体的なイメージ」はビジュアルを含む認識でよいか。 またビジュアルについては各国ごとに個別に作成することは必須か(イメージがつかめるものがあればよいか)。 またビジュアル作成にあたっての工数は報酬の内数か、直接経費として計上を想定しているか。	基本計画の「具体的なイメージ」としては、各国の資源(観光資源、主要産業等)や SDGs に関連する課題、我が国 ODA の貢献をどのような手法で展示するか、各国政府関係者等との共通理解が得られる程度のものを想定しています。(展示イメージがつかめるもので構いません。)ビジュアル作成に際し、業務従事者の配置が必要と考えられる場合は報酬を、その他の支出が必要と考えられる場合は直接経費を、いずれも上限額の範囲内で必要経費を計上してください。 また、基本計画内のビジュアルについては、各国ごとに個別に作成することは必須ではありません。

43	第2章 第6条 報告書等	第1期で取りまとめる基本計画(具体的な出展イメージと出展経費の概算)の「出展イメージ」とはどの程度のものを想定しているのでしょうか(スケッチ程度とか概略設計程度とか)また、図面、仕様書案も含むのでしょうか。	基本計画の「出展イメージ」は、上記回答と同じです。なお、図面、仕様書案は含みません。
44	第2章 第6条 報告書等	第1期の基本計画、第2期の出展計画については共同館単位で構成するとなっているが、タイプBの国については個別を想定しているか、もしくはエリア別(サブテーマ別)などの単位を想定しているか。	第1期の基本計画: タイプBの国の基本計画は、タイプCの国と同程度の分量のものを、個別に作成する想定です。第1期の成果品は、共同館単位の基本計画に加えてタイプBの国の基本計画(別添資料扱い)とします。  第2期の出展計画: 作業対象にタイプBの国が含まれるかは現時点では未定です。そのため、第1期の業務工程の終了時点において、タイプBの国を含めるか否か、発注者が指示を行います。
45	第2章 第6条 報告書等 【第2期】(6)出展計画	【第2期】の成果品である出展計画は展示方法の図面作成も想定されてますでしょうか。また図面作成を想定されてる場合は、施工が発注できるまでの図面作成が必要になりますでしょうか。	本調査で作成する出展計画に基づく展示工事の発注方法は現時点で決定されていません。そのため、本調査にて作成する出展計画に、図面作成を含めるか否か、第1期の業務工程の終了時点において、発注者が指示を行います。
46	第3章 2. 業務実施上の条件 (1)業務工程	「対象国ごとの出展計画(展示内容の詳細と費用分担)を作成する。」とあるが、現時点での費用分担の想定(先方負担割合等)を教えてください。また、例えば日本のODA 貢献に関する展示内容に関して、先方負担不可となった場合は、日本側が負担可能か。	現時点での費用分担の想定(先方負担割合等)は明らかになっていませんが、一定金額の展示費用負担を日本側が2024年度に行う予定です。日本側による展示費用負担は政府による途上国支援(万博誘致時に表明されたもの)を想定して

		その場合、どのような予算から出る想定か。	います。
47	第3章 2. 業務実施上の条件 (2) 業務量目途と業務従事者構成案	現地調査時での車両借上費用・通信費(SIM など)・現地通訳など、調査実施に必要と考えられる費目については、本見積の計上という認識でよろしいでしょうか。 また、実際に渡航する国や地域の選定は受注後となる認識ですが、見積の計上時についてはプロポーザル提案段階での想定(対象国・対象言語)にて計上ということになるでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	第3章 2. 業務実施上の条件 (2) 業務量目途と業務従事者構成案 3) 渡航回数を目途	渡航回数全 56 回の想定されている内訳や根拠はあるか	渡航回数全 56 回は目途であり、一度に複数国へ渡航することも想定しています。全渡航回数(各業務従事者の渡航回数)は競争参加者が提案してください。
49	第3章 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託	本件業務について、現地再委託は想定していませんが、ロジ業務や情報収集などについての国内再委託を含めることは可能でしょうか。	業務内容等を考慮の上、国内再委託が必要だと考える場合は、対象の業務と国内再委託が妥当と考える理由を添えて提案してください。なお、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
50	第3章 4. 見積書作成にかかる留意事項 (2) 上限額について	第三国招聘時に通訳を付けることは可能でしょうか。可能であれば、その費用は定額内に含まれるという理解でよいか、本見積に含めるべきかもご教示ください。	第三国招へい時に通訳を付けることは可能です。その際の経費は第3章4.(4)定額計上の5番「第三国招へいに係る経費」に含まれます。なお、オンライン形式のコンサルテーションや対象国への現地渡航に際し、通訳者の配置が必要と考えられる場合は、上記の定額計上分とは別に、上限額の範囲内で必要経費を計上してください。

			(必要に応じ、日－英の通訳費用の計上も妨げません。)
51	第3章 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について	5. 第三国招聘経費内に通訳費は含まれるか その場合、オンラインや現地渡航の通訳費用のみ受注者による金額提案を実施するか	同上。
52	第3章 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について	オンラインや現地渡航の際の通訳費用は受注者による金額提案を実施する理解でよいか 現状業務内容・量の確定提案が困難であるため、定額計上としていただくことはできないか	同上。
53	第3章 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について	招聘にかかる国内再委託について、再委託先からの再再委託は契約上可能か	JICA のコンサルタント等契約においては、「再々委託＝本件受注者からの委託先が更に別に委託する」は認めておりません。国内再委託に関しては、「コンサルタント等契約にかかる現地再委託契約ガイドライン」の8ページに記載のとおり、同ガイドラインの内容を準用することとなります。
54	全般	万博のガイドライン・支援内容等 博覧会協会が決定する事項については、本業務の本邦招へいの際に別途博覧会協会が説明する時間帯を設ける必要はあるでしょうか。または、この内容の説明も本業務に含まれるでしょうか。	現時点で本邦招へい期間中の日程／行程の詳細は決まっていますが、万博のガイドライン・支援内容等について、博覧会協会が説明する時間帯を設けることは可能です。第2章第4条(1)業務の実施(運営)体制等を踏まえ、本調査の業務工程上で博覧会協会に期待する役割があれば、その概要をプロポーザルにて提案してください。

以上